

新型コロナウイルス感染症に関する支援のご案内（追加版）

新たに実施するまたは予算を増額して実施する支援事業を掲載します。

詳細は各問合せ先へご確認ください。※都合により内容が変更になる場合があります

作成：政策調整課感染症対策総合調整担当 ☎(20)3000、FAX(21)5120

予防接種などの助成

新型コロナウイルス感染症との同時流行を避けるため、乳幼児・児童生徒、妊婦の任意インフルエンザ予防接種、法定外高齢者肺炎球菌ワクチン接種の費用の一部を助成します。

乳幼児・児童生徒、妊婦の任意インフルエンザ予防接種費用の一部助成

- ▶助成対象＝本市に住民登録がある方で、①生後6カ月から中学校3年生相当年齢までの方、または、②接種時点で妊娠届出をしている妊婦の方
- ▶助成期間＝令和2年10月1日(木)～令和3年2月28日(日)
- ▶助成回数＝①生後6カ月から13歳未満までの方は2回、13歳以上の方は1回
②妊婦の方は1回
- ▶助成金額＝1回2,000円（医療機関で、助成金額を引いた金額をお支払いください）
- ▶接種場所＝市内の協力医療機関（事前の予約が必要です）（※）
- ▶持参する物＝母子健康手帳
- 問合せ＝健康増進課 ☎(24)5770、FAX(20)3032



法定外高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成

- ▶助成対象＝本市に住民登録がある方で、①と②のどちらにも該当する方
①昭和30年4月1日以前生まれで、過去に肺炎球菌ワクチン(23価ワクチン)を接種したことのない方
②令和2年度、定期予防接種対象（年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方）以外の方
- ▶助成期間＝令和2年10月1日(木)～令和3年2月28日(日)
- ▶助成回数＝1回
- ▶自己負担額＝4,000円を医療機関にお支払いください。なお、生活保護受給者の方は無料となります（医療機関に「生活保護受給証明書」の提示が必要になります）。
- ▶接種場所＝市内の協力医療機関（事前の予約が必要です）（※）
- ▶持参する物＝対象者への通知（予防接種券）
- 問合せ＝健康増進課 ☎(24)5770、FAX(20)3032



※やむを得ず市内の協力医療機関以外で接種を希望される場合は、必ず事前の申請が必要です。手続きに1～2週間かかりますので、健康増進課に早めにご連絡ください。事前申請せずに接種した場合は、助成されませんのでご注意ください

小中学校および義務教育学校の学習環境整備

小中学校および義務教育学校では、児童生徒1人当たり1台の情報端末を導入します。

- 問合せ＝教育センター ☎(20)3108、FAX(20)3110

感染予防のため、手指用消毒液や非接触型体温計などを整備します。

- 問合せ＝学校管理課 ☎(20)3051、FAX(20)3032



赤ちゃん応援給付金

感染症の予防に配慮しながら新生児を養育する世帯の経済的支援のため、児童1人につき5万円の赤ちゃん応援給付金を支給します。

▶対象となる児童＝令和2年4月28日(火)から令和3年3月31日(水)までに出生し、本市に出生後最初の住民登録をした児童

▶支給対象者＝令和2年4月27日および申請日時点で本市に住民登録をしている対象児童の養育者

▶申請方法＝誕生日が、4月28日(火)から9月30日(水)までの場合は、申請書を郵送します。10月以降の場合は、出生届の際に申請方法をお知らせします。

■問合せ＝政策調整課 ☎(20)3000、FAX(21)5120



プレミアム付商品券の販売

感染症の影響を受けている事業者と家計を支援するため、市内でご利用いただけるプレミアム率40%の商品券を販売します。※7月に販売したプレミアム付食事券とは異なります

▶発行数＝20,000セット(1セット7,000円分を5,000円でご購入いただけます)

▶購入方法＝10月23日(金)までにご応募いただいた方の中から抽選により購入者を決定します。

■問合せ＝産業立市推進課 ☎(20)3040・(86)7066、FAX(20)3029

※詳しくは、広報さの10月号と同時配布のチラシでご確認ください



新しい働き方環境整備費補助金

感染症対策として、テレワークなどの導入による新たな働き方を促進させるため、市内で新たに「サテライトオフィス」や「コワーキングスペース」を開設できるよう設備の改修やインターネット環境などの整備を行った事業者や空き物件の所有者などに、補助金を交付します。

▶補助対象者＝①市内の空き物件などを活用してサテライトオフィスなどを開設する企業

②市内に所有する空き物件を改修しサテライトオフィスなどとして売買または賃貸借を行う個人または事業者

▶補助対象経費＝空き物件などをサテライトオフィス化するために必要な改修費(インターネットや電話回線・電気配線工事費、照明・空調の整備費、パーティションの設置費など)

▶補助上限額＝100万円(整備に要した経費の3分の2)

▶申請方法＝申請書に見積書や契約書、物件所有者の分かる書類などを添付してください。

■問合せ＝産業立市推進課 ☎(20)3040・(86)7066、FAX(20)3029



その他の取り組み

- ・医療機関、救急医療機関における体制確保や維持のための支援
- ・国民健康保険診療所における感染予防物品の整備
- ・町会に対する感染予防経費などの支援
- ・公立保育園における感染予防物品の整備
- ・消防団における感染予防物品などの整備
- ・こどもの国、児童館における感染予防物品などの整備
- ・民間保育施設に対する感染予防経費の支援
- ・中小企業支援のための融資預託金などの予算拡充

